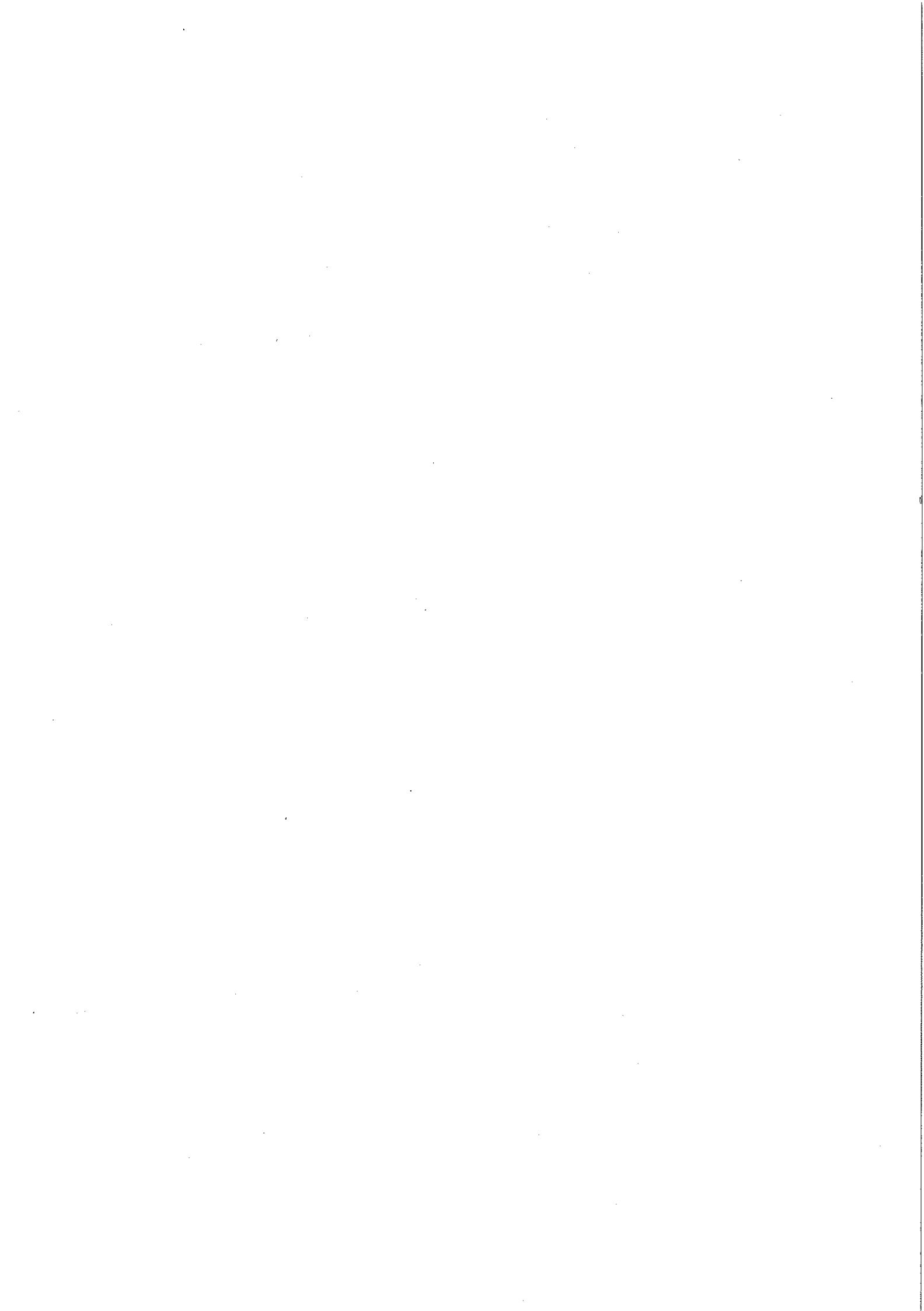


平成26年第1回
愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

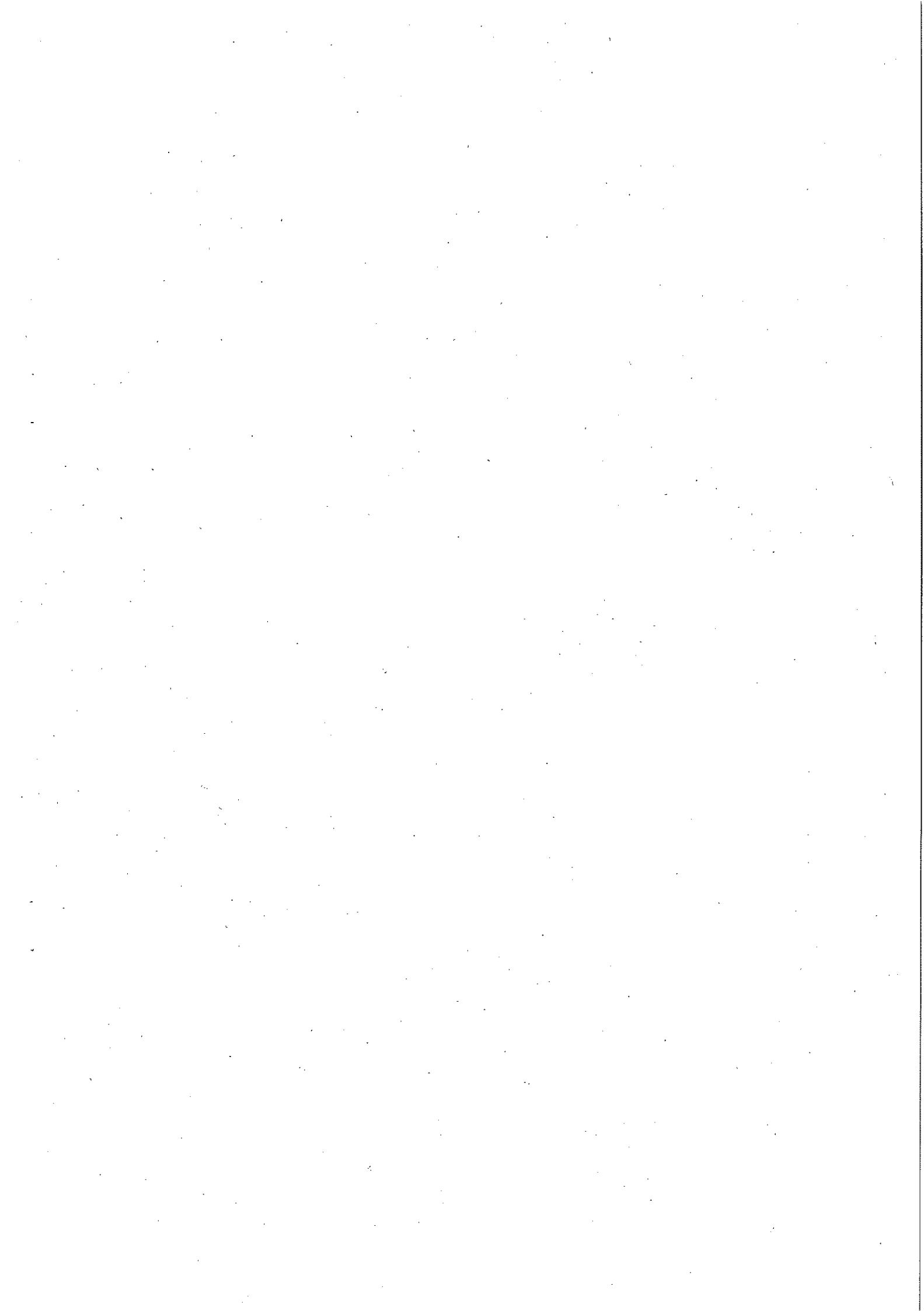
議案参考資料

愛知県後期高齢者医療広域連合



編案等資料目次

- | | | |
|-------|------------------------|----|
| 編案第1号 | 職員の給与及賃金一覧表 | 1 |
| 編案第2号 | 後期高齢者医療制度特別基金条例の一部改正の件 | 3 |
| 編案第3号 | 後期高齢者医療法附則の一部改正の件 | 5 |
| 編案第4号 | 平成25年度一般会計補正予算(第2号) | 19 |
| 編案第5号 | 平成25年度長期高齢者医療特別会計補正予算 | 23 |
| 編案第6号 | 平成26年度予算の概要の件 | 27 |
| 編案第7号 | 平成26年度予算の概要の件 | 27 |



1 摘要

2 改正內容

備考文苑及所要改正之處。

一般職員的給与及賃金之法律的一部分改正法上り、職員の昇給標準を規定する

給与行い、職務成績方根據にてより賃合に付ける給与行なれど又は其職務に對する職務成績方根據にてより賃合に限ります。

3 施行日
公布日

二〇零九年九月九日星期五

（自序）

愛知県伏見区にある医療法人城重会謙眞の給与公開事例①一部改正新旧対照表

(参考資料)

該期高齢者医療制度臨時特別基金条例の一部改正(平成27年3月31日)

(二)案例(失败)	执行 附 则 第2案 (二)案例、平成26年3月31日限 b、奖励力喪失。 (二)場合は、基 金の報酬力喪失。当該基金の報酬力を 算計上、国庫の納付をもととする。 第2案 (二)案例、平成27年3月31日限 b、奖励力喪失。 (二)場合は、基 金の報酬力喪失。当該基金の報酬力を 算計上、国庫の納付をもととする。
-----------	---

要知果後期高齢者医療区域合併期高齢者医療制度報酬特別基金案例(一部改正新旧对照表)

(参考資料)

平成 25 年度分率の保険料改定法、平成 26 年度以降の年度分の保険料改定適用法、改正法による規定期制、平成 26 年 4 月 1 日

施行日 3

- (改正後) 33 万円 + 24.5 万円 × 保険者数
 (現行) 33 万円 + 24.5 万円 × (保険者数 - 世帯主)
 2 人子供 2 人以下、配偶対象となる所得基準額を引いて計算。
 ② 制限額の拡大 現在、2 人世帯以上が対象となる方々、単身世帯は 2 人未満
 (改正後) 33 万円 + 45 万円 × 保険者数
 (現行) 33 万円 + 35 万円 × 保険者数
 1 人子供 2 人以下、以下のうち拡大する方々。
 ① 制限額の拡大 配偶対象となる所得基準額を引いて計算。
 保険料額算定額に対する拡大率は 1.17、低所得者の負担を軽減する観点から、改訂
 (3) 保険料額算定額に対する拡大率
 55 万円から 57 万円に改定されることになり、改訂に合む改正法が施行される。
 保険料額算定額に対する拡大率は 1.17、中間所得者の負担を軽減する観点から、改訂が現行の

区分	平成 24・25 年度	平成 26・27 年度	保険料額算定額に対する拡大率
所得割率	8.55%	9.00%	43,510 円
被保険者均等割額	45,761 円	45,761 円	45,761 円

○保険料率の比較

割額は 45,761 円となります。

平成 26 年度及び平成 27 年度の保険料率は 1.17、所得割率は 9.00%、被保険者均等

(1) 保険料率改定法

2 改正内容

料率を改定するにあたり、改訂に合む改正を行った。

平成 26 年度より後期高齢者医療制度の 2 年間の財政運営期間の初年度となるため保険

概要

後期高齢者医療に関する一部改正法

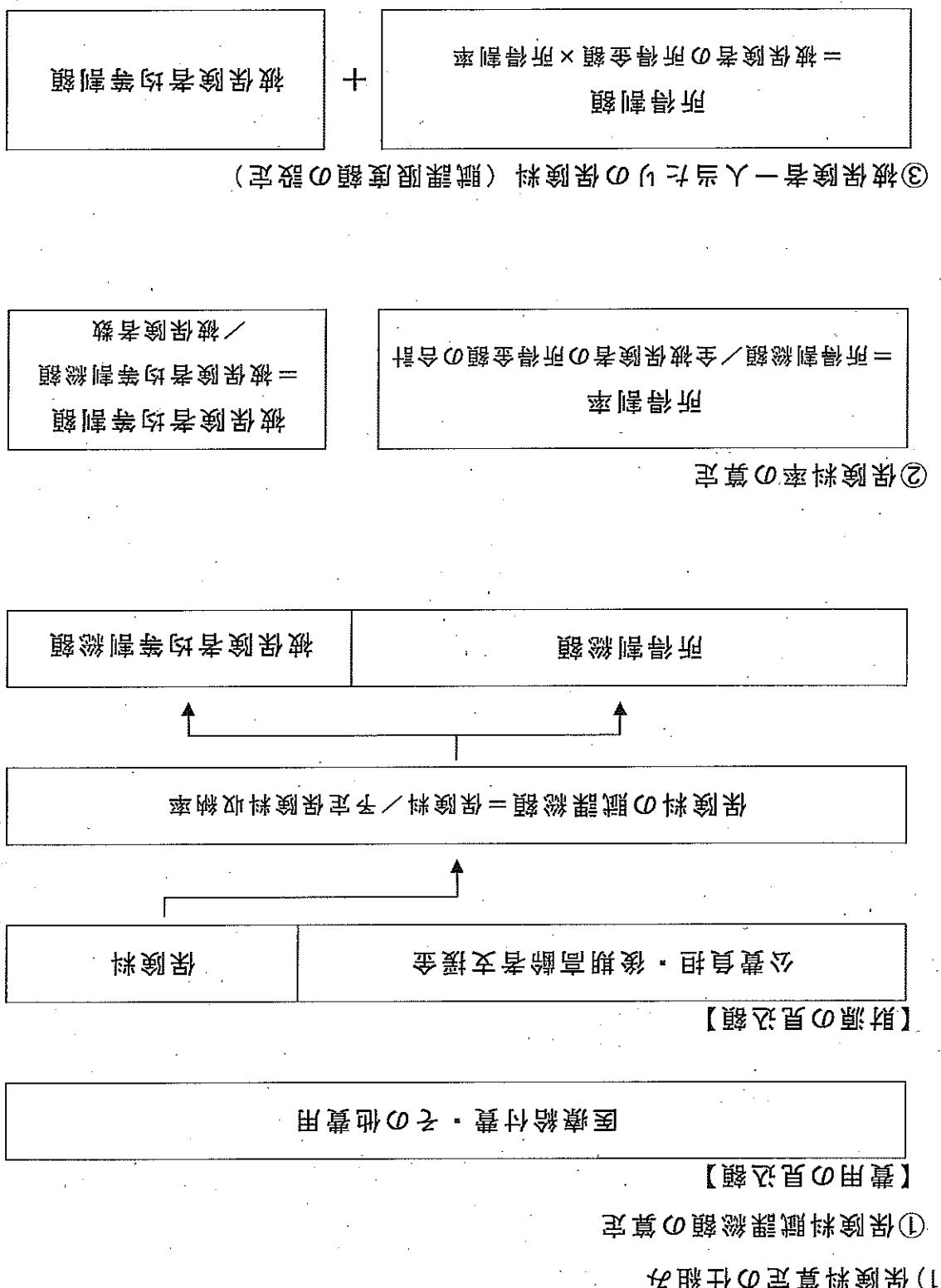
好好的前功尽弃了。

第2表 乙の条例は、平成26年度以降の要件を満たす医療法人等が重合医療機関として医療行為に規定期間を定め、平成26年度以後の要件を満たす医療法人等が重合医療機関として医療行為に規定期間を定めます。

第1表 乙の条例は、平成26年4月1日より施行します。

(附則)

<p>該所得金額及び(山林可得金額並びに)他の所 得区分(乙計算式による所得の金額)の合計 額の当該世帯(乙計算式による合算額)の同率第2項 に規定する金額(当該世帯の属する被保險者 者の数(45万円を乗じて得た金額を加算 した金額を起算点とし、世帯の属する被保險者 (第16条第1項の規定による被保險者 被保險者免除)。) 当該年度分の保険料 (乙保険料支拂い)10分の2を乗 じて得た額</p>	<p>2及03 (略) 2及03 (略)</p>
---	------------------------------

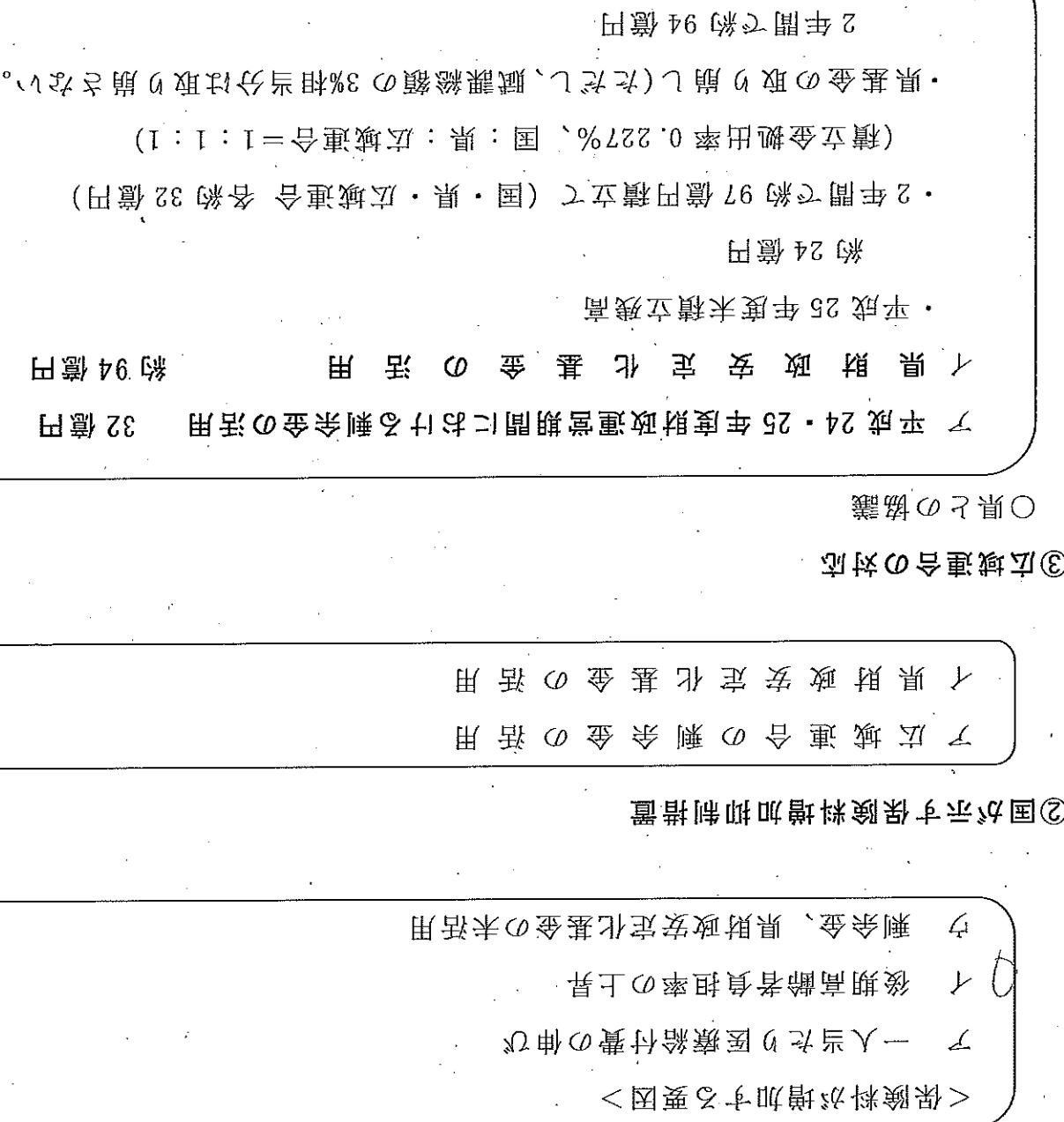


区 分	平成 24・25 年度 平成 26・27 年度	伸び率	被保険者数 1,510,000 人	医療費額 14,205 億円 (一人当たり 940 円)	医療給付費額 13,065 億円 (一人当たり 884 円)	医療費額 14,281 億円 (一人当たり 958,921 円)	医療給付費額 13,065 億円 (一人当たり 884,220 円)	その他費用 142 億円 助成支払金額用 財政安定化基金運用金 補償支払手数料、委託費 保健事業費 等	被保険者負担率 10.51% 2.09%	被保険者負担率 10.73% 2.09%
-----	----------------------------	-----	----------------------	------------------------------------	--------------------------------------	--	--	--	----------------------------	----------------------------

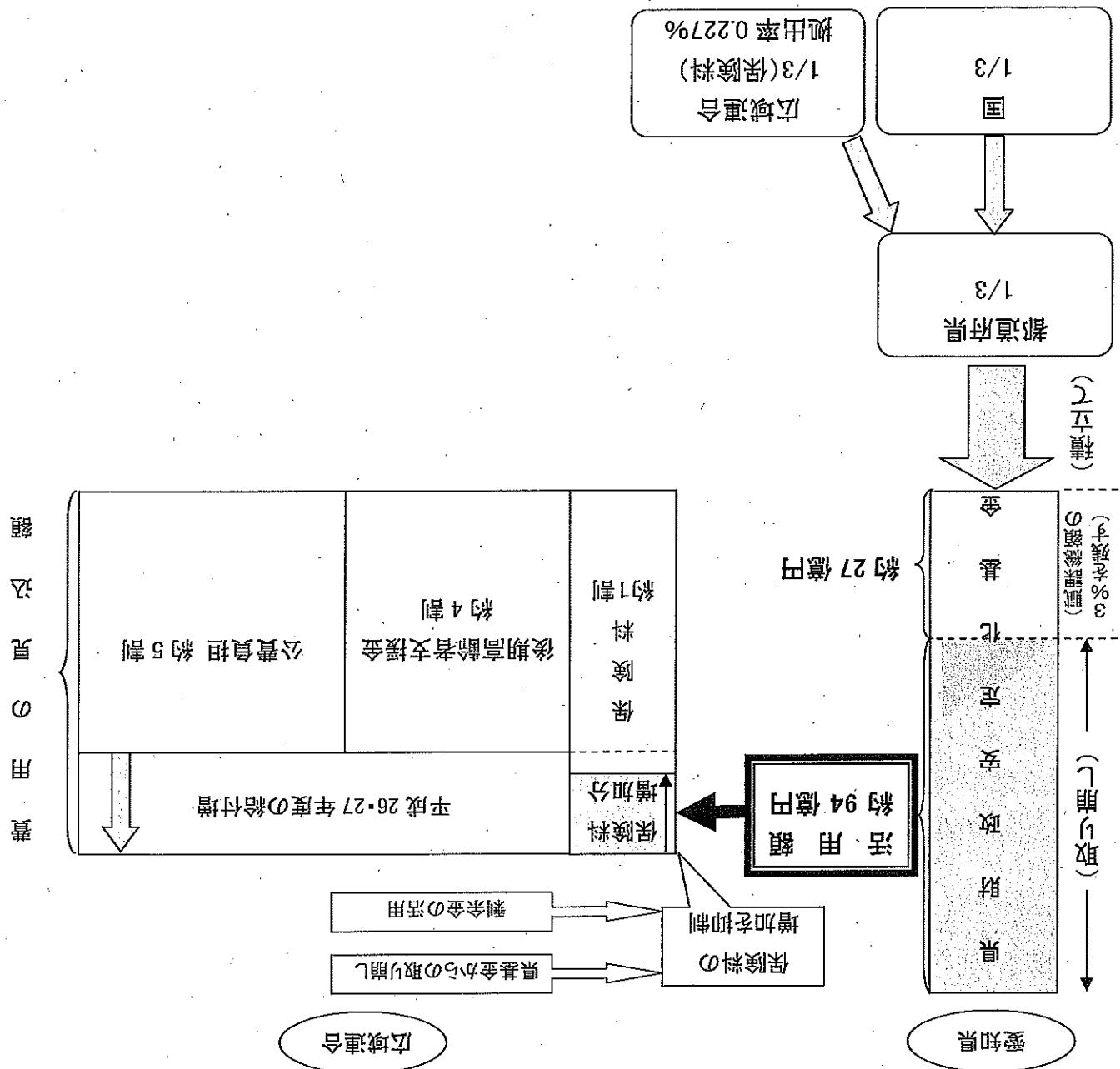
(3) 保険料算定期末における数値

平成 24・25 年度保険料率 平成 26・27 年度保険料率	所得割率 8.55%	新たな保険料率の設定 被保険者均等割額 43,510 円
------------------------------------	------------	---------------------------------

(2) 保険料率の改定



- (1) 保険料計算による保険料の見込
- 当仮想運合による、平成26年度及び平成27年度の保険料率を本年
後期高齢者医療制度による方法、財政運営期間は2年とする旨で、
2月1日決定するに至るまでの間、以下の3点の要因による、保険料比率
が24・25年度と比較し、11.18%増加するに至る実証である。
- （保険料増加の要因）
- ① 一人当たり医療給付費の伸び
 - ② 従期高齢者負担率の上昇
 - ③ 利率金、累計貯蓄化基金の未活用
- ② 国が示す保険料増加抑制措置
- ③ 仮想運合の財源
- 累計貯蓄



(県財政安定化基金活用の仕組み)

区分	平成 24・25 年度 平成 26・27 年度	所得割率 8.55%	被保険者均等割額 43,510 円	保險料賦課額 55 万円	一人当たる 82,584 円	平均保険料 79,962 円	平均保険料 (3.28%増)
----	----------------------------	---------------	----------------------	-----------------	-------------------	-------------------	-------------------

③ 保険料率等

年度比 $\approx 3.28\%$ の増加抑制方略を実現する。
計算結果、一人当たり平均保険料は 82,584 円で、平成 24・25
基金の活用による源泉徴収行、2 年間で約 94 億円を活用する
活用を機制する表示となる。

国技、剣会金等を活用して上昇率が高くなる場合、見財政安定化基金の
87,358 円で、平成 24・25 年度比 $\approx 9.25\%$ 上昇率を示す。

(1) 剣会金の活用
剣会金の見込み額約 32 億円を活用する、一人当たり平均保険料は
円で、平成 24・25 年度比 $\approx 11.18\%$ の増加。増加の要因は下記と
当初計算の結果、平成 26・27 年度の一人当たり平均保険料は 88,899
一人当たり医療給付費の増、後期高齢者負担割額の増分で保険料
定化基金の未活用分を示す。

(2) 算出結果 (増加抑制の対策を示す場合)

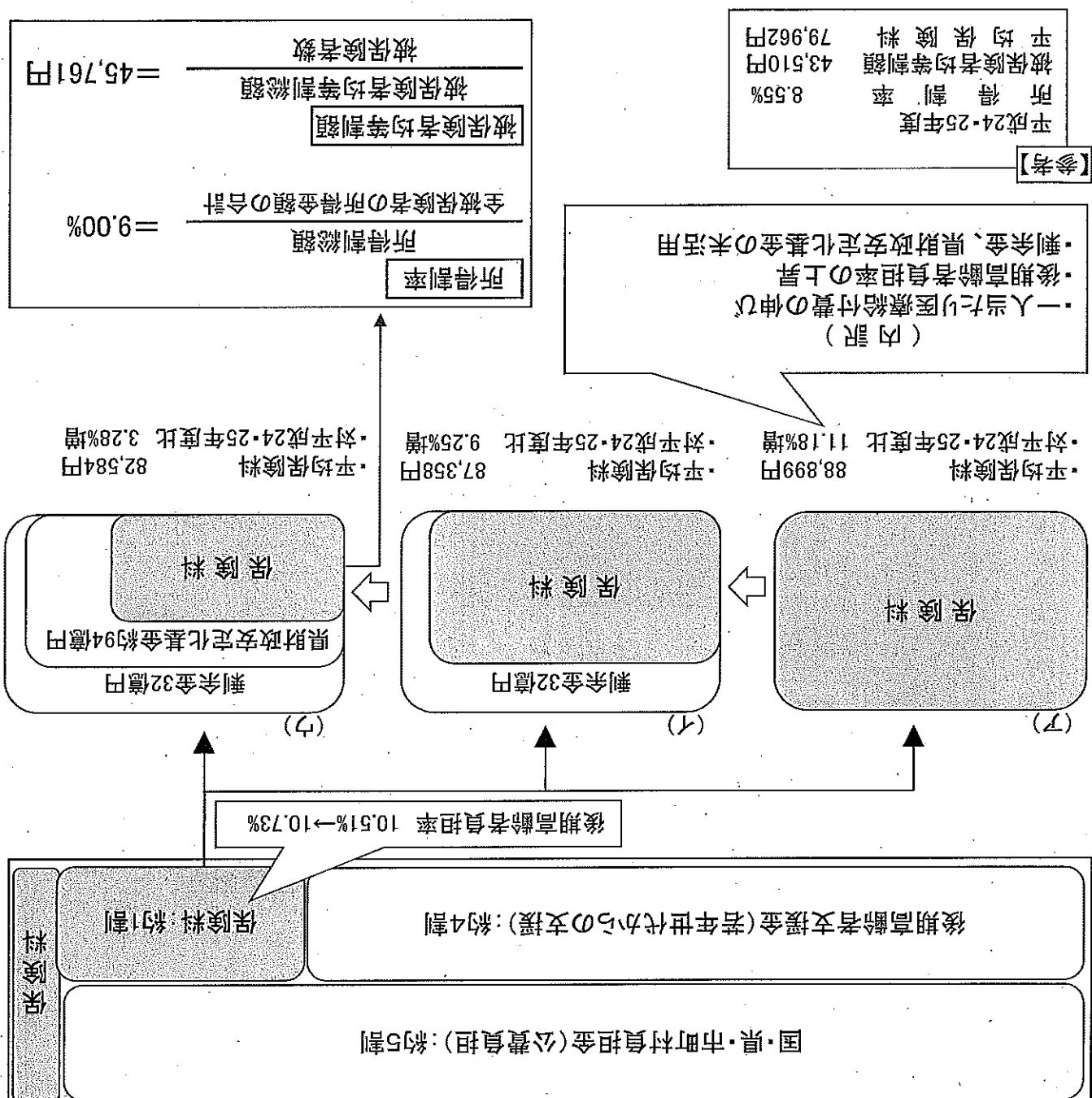
② 算出結果

月次改定するまで毎月 (16 週参照)、被保険者均等割額減らし方針
実現、国の改訂改正の合意で、保険料賦課額 55 万円から 57 万
額及び 5 割強減の対象を拡大する (17、18 週参照)。

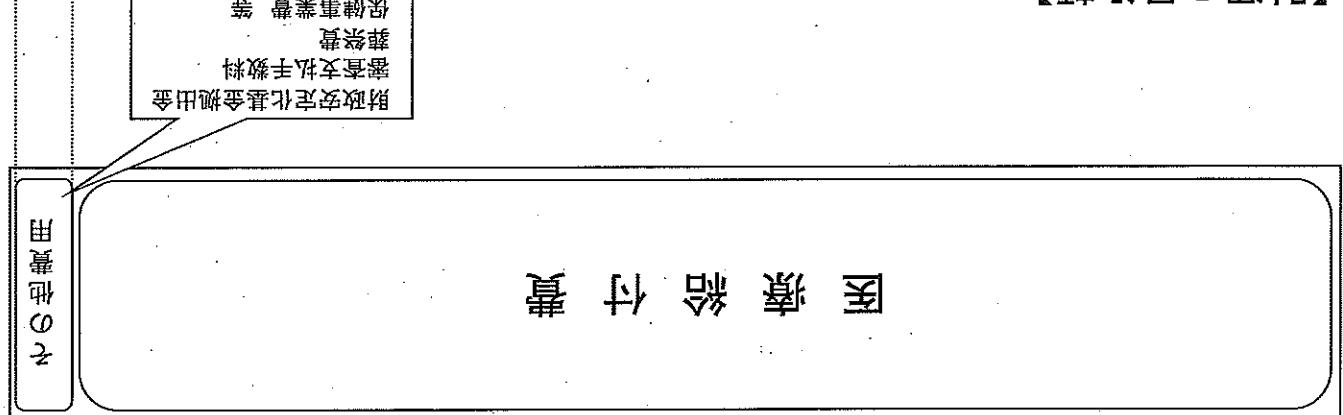
平成 26 年度及び平成 27 年度の費用として必要な医療給付費その他の費
用の見込み額 (次回改定用の見込み額) が 5、国・県・市町村が負担する
公費負担分は下記のとおり改訂改正する年世代別の後期高齢者支援金を下記の割
合差引いたもので、保険料は下記改訂改正の後期高齢者賦課額に該分で保険料
の見込み額)。これら、所得割額は被保険者均等割額減らし方針 [見直し]
を差引いたもので、保険料は下記改訂改正の後期高齢者支援金を下記の割
率を算定する。

① 保険料率算定の考え方

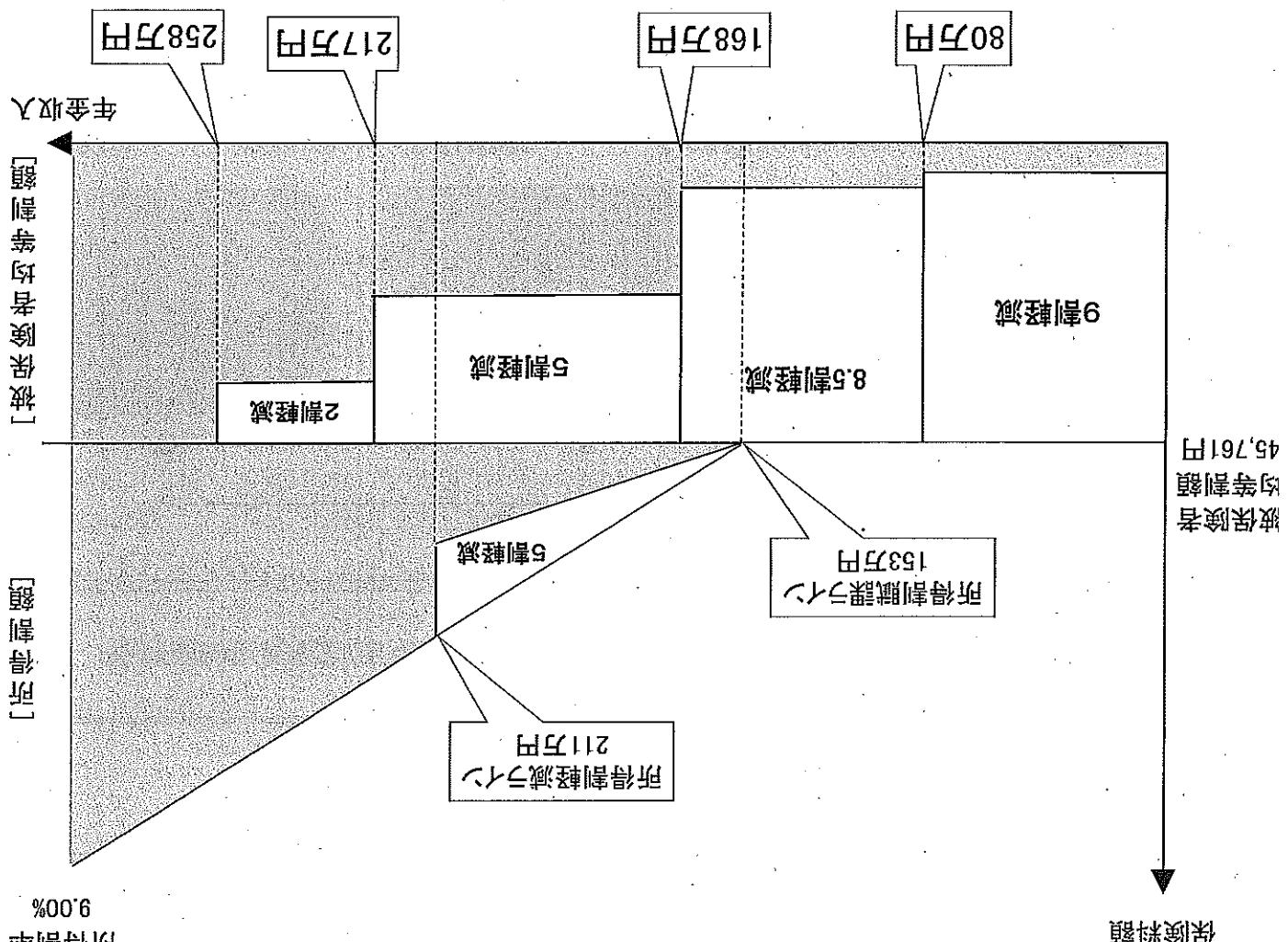
(5) 平成 26 年度及び平成 27 年度の保険料率の算定



【財源の見込額】



【費用の見込額】



①保険料概念図 (平成26・27年度)

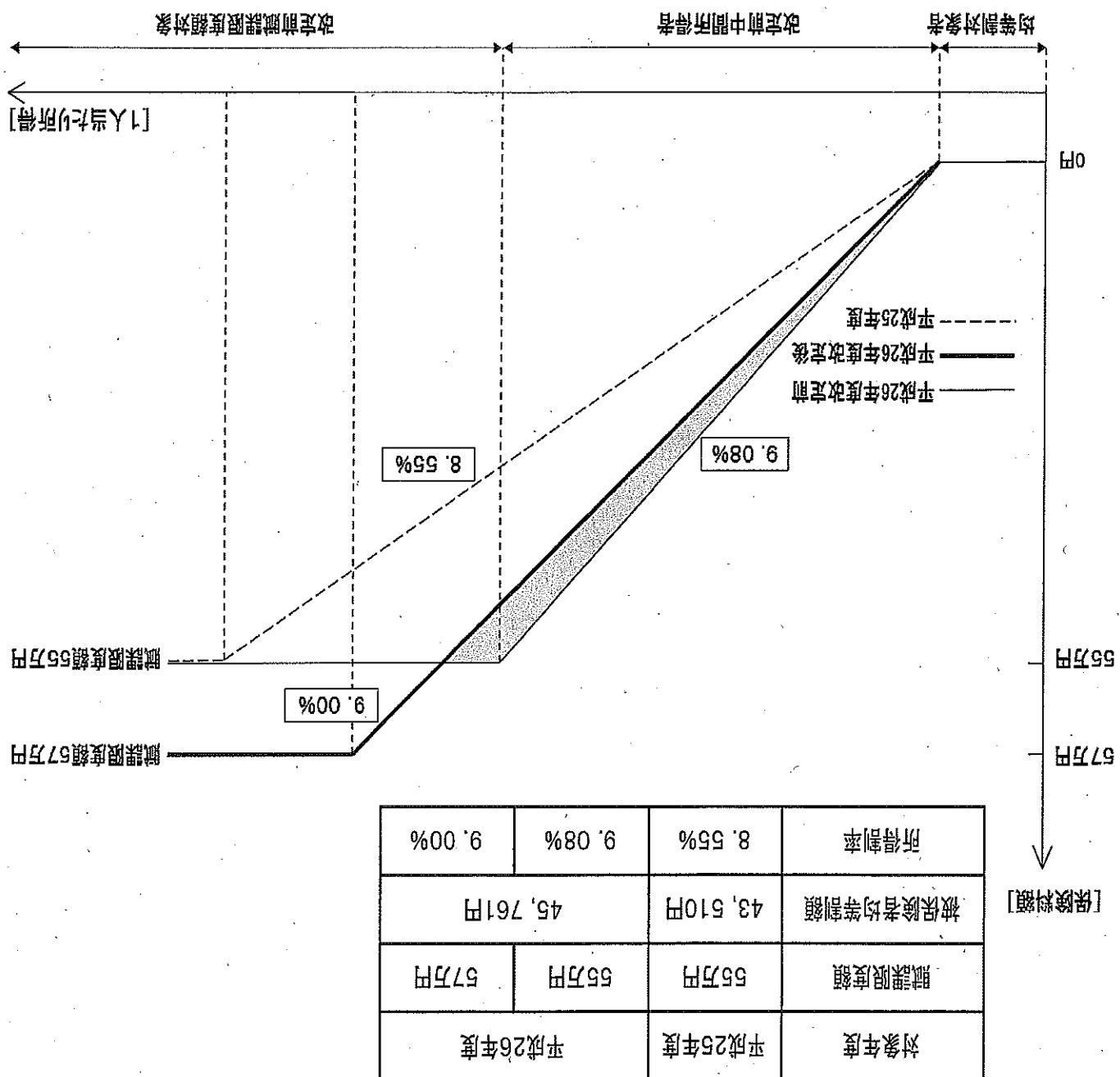
夫婦世帯で、妻の年金收入が80万円以下（その他各種所得がある）の場合

(6) 年金所得者の保険料額の計算手順

(平成24・25年度)
所得税率 8.55%
被保險者均等割額 43,510円

②年金收入別保險料額比較

夫の年金收入 1,680,000円	保險料額 790,000円	夫の年金收入 1,680,000円	保險料額 1,925,000円	夫の年金收入 1,680,000円	保險料額 1,925,000円	夫の年金收入 1,680,000円	保險料額 1,925,000円	夫の年金收入 72,675円	保險料額 76,500円	夫の年金收入 113,100円	保險料額 113,100円	夫の年金收入 91,485円	保險料額 96,300円	夫の年金收入 142,000円	保險料額 142,000円	夫の年金收入 43,510円	保險料額 43,510円	夫の年金收入 2,600,000円	保險料額 2,600,000円					
妻 被保險者 均等割額 200円增	所得割額 0円	妻 被保險者 均等割額 200円増	所得割額 0円	妻 被保險者 均等割額 22,800円 均等割額 22,800円(5割輕減)	所得割額 0円	妻 被保險者 均等割額 22,800円 均等割額 22,800円(5割輕減)	所得割額 0円	妻 被保險者 均等割額 38,600円 均等割額 38,600円(5割輕減)	所得割額 0円	妻 被保險者 均等割額 38,600円 均等割額 38,600円(5割輕減)	所得割額 0円	妻 被保險者 均等割額 107,400円 均等割額 107,400円(2割輕減)	所得割額 0円	妻 被保險者 均等割額 134,900円 均等割額 134,900円(2割輕減)	所得割額 0円	妻 被保險者 均等割額 43,510円 均等割額 43,510円(2割輕減)	所得割額 0円	妻 被保險者 均等割額 43,510円 均等割額 43,510円(2割輕減)						
妻 被保險者 均等割額 1,100円增	所得割額 34,800円 (2割輕減)	妻 被保險者 均等割額 1,100円增	所得割額 34,800円 (2割輕減)	妻 被保險者 均等割額 1,800円增	所得割額 36,600円	妻 被保險者 均等割額 1,800円增	所得割額 36,600円	妻 被保險者 均等割額 43,500円 均等割額 43,500円(2割輕減)	所得割額 43,500円	妻 被保險者 均等割額 43,510円 均等割額 43,510円(2割輕減)	所得割額 43,500円	妻 被保險者 均等割額 21,700円	所得割額 0円	妻 被保險者 均等割額 21,755円 (5割輕減)	所得割額 0円	妻 被保險者 均等割額 21,755円 (5割輕減)	所得割額 0円	妻 被保險者 均等割額 107,400円 均等割額 107,400円(2割輕減)	所得割額 0円	妻 被保險者 均等割額 134,900円 均等割額 134,900円(2割輕減)	所得割額 0円	妻 被保險者 均等割額 145,700円 均等割額 145,700円(2割輕減)	所得割額 0円	妻 被保險者 均等割額 2,200円增
妻 被保險者 均等割額 300円增	所得割額 6,500円 (8.5割輕減)	妻 被保險者 均等割額 700円增	所得割額 6,500円 (8.5割輕減)	妻 被保險者 均等割額 6,800円 均等割額 6,800円(8.5割輕減)	所得割額 0円	妻 被保險者 均等割額 6,800円 均等割額 6,800円(8.5割輕減)	所得割額 0円	妻 被保險者 均等割額 12,900円 均等割額 12,900円(8.5割輕減)	所得割額 0円	妻 被保險者 均等割額 16,887円 (5割輕減)	所得割額 0円	妻 被保險者 均等割額 21,755円 (5割輕減)	所得割額 0円	妻 被保險者 均等割額 38,600円 均等割額 38,600円(5割輕減)	所得割額 0円	妻 被保險者 均等割額 107,400円 均等割額 107,400円(2割輕減)	所得割額 0円	妻 被保險者 均等割額 134,900円 均等割額 134,900円(2割輕減)	所得割額 0円	妻 被保險者 均等割額 145,700円 均等割額 145,700円(2割輕減)	所得割額 0円	妻 被保險者 均等割額 2,200円增		

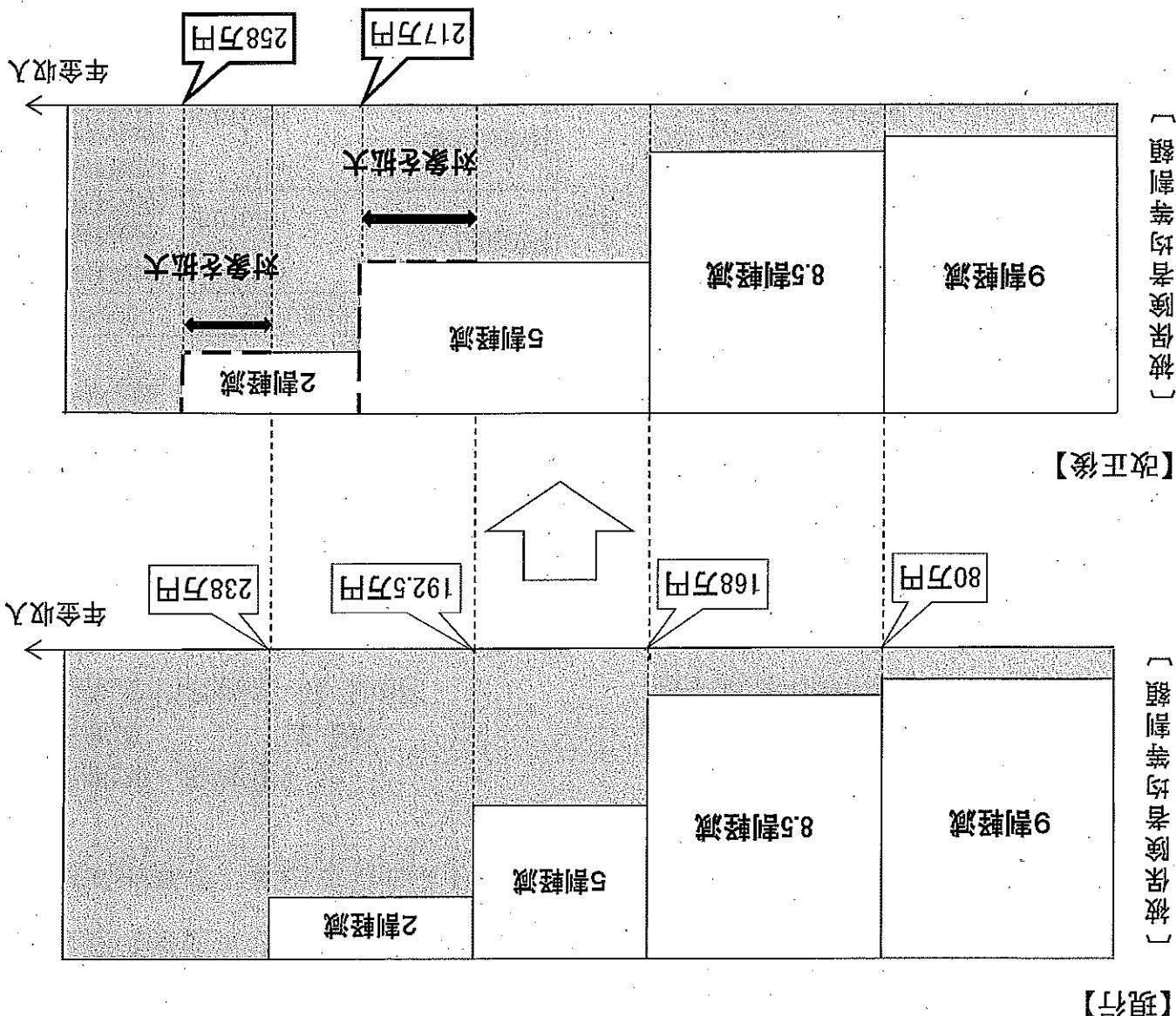


保險料賃銀限額の改定二年分後期高齢者医療保險料比較

保險料轉減財產的拡大

① 應要

- 德期高齡者(已對付之保險料轉減)財產之拡大才多。 (世帶的所得(利潤))
 - ※【內訌夫婦世帶、妻の年金收入80萬日元以下の大の場合は
 - ① 2割轉減の拡大
 (現行) 基準額 $33\text{万円} + 35\text{万円} \times \text{被保險者數}$ 【年金收入 238萬日元以下】
 (改正後) 基準額 $33\text{万円} + 45\text{万円} \times \text{被保險者數}$ 【年金收入 258萬日元以下】
 - ② 5割轉減の拡大
 (現行) 基準額 $33\text{万円} + 24.5\text{万円} \times (\text{被保險者數} - \text{世帶主})$ 【年金收入 192.5萬日元以下】
 (改正後) 基準額 $33\text{万円} + 24.5\text{万円} \times \text{被保險者數}$ 【年金收入 217萬日元以下】



(平成24・25年度)	所得割率 8.55%	被保険者均等割額 45,761円
(平成26・27年度)	所得割率 9.00%	被保険者均等割額 45,761円

夫婦世界、妻の年金収入が80万円以下の場合は

③ 軽減対象拡大の影響力ある世界の王國ルーツ

※ 2割轉職職員121人(2人)、轉職對象外另外5名の新たな就職担当者が29人、020人(2人)一方で、5割轉職へ①移行者が31人、670人(2人)で、211人(2人)の減となり2,650人の減少です。

区分	北大前 北大後	增減
2割輕減	58,700人 (7.4%)	56,050人 (7.1%)
5割輕減	16,890人 (2.1%)	48,560人 (6.1%)
合計	75,590人 (9.5%)	104,610人 (13.2%)
		29,020人

() 内付、全被保険者(亡き方)に轉換対象者の割合

(2)輕減對象依大①影響②方式對象者數

平成25年度一般会計補正予算(第2号) E-DLCT

1 摘要

5,141,520	206,989	5,348,509
補正前の額	補正額	補正後の額

(千円)

2 摘括表

摘要	項目	備考
1 分担金及び 貸付金	1 貸付け金	△24,448 該入④に記 入又は減額
2 国庫支外出金	2 国庫補助金	192,905 該出⑤に記 入充當
6 補助金	2 基金補助金	2,107 ③後期高齢者医療制度臨時 該出⑤に記 入充當
7 補助金	1 補助金	36,425 ④前年更換補助 該入①～ ⑦補助 該出⑥に記 入充當
		206,989 該人計
出		
2 補助費	1 補助費管理費	195,012 ⑤一般費理費 財源付②、③
3 民生費	1 社会福祉費	11,977 ⑥貿易金 財源付④ 該入④
		206,989 該出計

3 藏人予算項目說明

①事務費負担金

(數) 1分担金及②負擔金 (項) 1負擔金 (目) 1市町村負擔金 (千円)

平成24年度決算(以下予算余額) (藏人④) 12,018C、本年度の市町村の
事務費負担金へ補填する上記の額

1,234,603	△24,448	事務費負擔金	事務費負担金
補正前の額	補正額	算	観 説 明

追事業化要化に該費(以下同)、國庫交付金をもてて、藏人⑤の充當
市町村が実施する人間資源・職業・職業開拓等の基盤整備等
事務費負担金へ充當する額

(數) 2国庫交付金 (項) 2国庫補助金 (目) 2民生費補助金 (千円)

②調整交付金

平成24年度決算(以下予算余額) (藏人④) 12,018C、本年度の市町村の
事務費負担金へ補填する上記の額

29,135	192,905	老人福祉費補助金	調整交付金
補正前の額	補正額	算	観 説 明

市町村が実施する人間資源・職業・職業開拓等の基盤整備等
事務費負担金へ充當する額

追事業化要化に該費(以下同)、國庫交付金をもてて、藏人⑤の充當

(數) 6繩人金 (項) 2基金繩人金 (目) 1後期高齢者医療制度臨時特別基金繩人金 (千円)

③後期高齢者医療制度臨時特別基金繩人金

3,787,755	2,107	後期高齢者医療制度臨時特別基金繩人金	後期高齢者医療制度臨時特別基金繩人金
補正前の額	補正額	算	観 説 明

(數) 7繩人金 (項) 1繩人金 (目) 1繩人金 (千円)

④前年度繩人金

50,158	36,425	前年度繩人金	前年度繩人金
補正前の額	補正額	算	観 説 明

※平成24年度決算剰余金 86,583千円一予算現額50,158千円=36,425千円
及び歳出⑥迄充当

平成24年度決算(以下予算余額) (藏人④) 1繩人金 (千円)、藏人①~③繩人

内 費	開墾交付金	163,561	151,584	11,977	—	11,977
内 費	後期高齢者医療制度事業費補助金	17,532	17,374	158	158	—
区 分	貯蓄金	181,093	168,958	12,135	158	11,977
		A	B	C(A-B)	D	C-D

※貯蓄金補正額算出内訳 (千円)

④必要額を予算措置方式で、財源付属人④

国に於ける平均24年度開墾交付金の超過交付額を返還するに於ける貯蓄金は

4,398,111	11,977	貯蓄金、利子及び割引料	貯蓄金
補正前の額	補正額	算	記 明

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (目) 1 老人福祉費 (千円)

⑥貯蓄金

・制度の周知及び公報化係の補助対象市町村・・・6市(2,107千円)

その他必要な情報推進事業補助対象市町村・・・8市町

助成事業助成手当補助対象市町村・・・54市町村

人間ドック・職業健康診査事業補助対象市町村・・・15市町村

・長寿健康増進事業化係の補助対象市町村・・・54市町村(192,905千円)

内訳

②、歳入③

市町村が実施する人間ドック・職業健康診査事業補助手当による歳入・助成事業助成手当による歳入・長寿健康増進事業化係の補助手当による歳入、財源付属人

738,365	195,012	負担金、補助及び交付金	一般管理費
補正前の額	補正額	算	記 明

(款) 2 種務費 (項) 1 種務管理費 (目) 1 一般管理費 (千円)

⑤一般管理費

4 費出予算項目説明

款		项	销正额	凭证号	摘要
1	市町村支出金	1市町村食担金	△706	①保険料等食担金	△76千円 歳入工口江上弓旗額
2	国庫支外出金	2国庫補助金	467	②調整交付金	76千円 歳出工口江弓当
3	人	304千円 歳入人丁弓補填	553	③後期高齢者医療 災害臨時特別補助金	249千円 歳出江口弓當
4	8銀戻金	1銀戻金	2,345,766	④前年度銀戻金	41,547千円 歳出江口弓當
5	人	2,304,219千円 歳正予算額方旗定江			
6	人	2,346,080 歳人江口弓旗額			
7	人				
8	人				
9	人				
10	人				
11	人				
12	人				
13	人				
14	人				
15	人				
16	人				
17	人				
18	人				
19	人				
20	人				
21	人				
22	人				
23	人				
24	人				
25	人				
26	人				
27	人				
28	人				
29	人				
30	人				
31	人				
32	人				
33	人				
34	人				
35	人				
36	人				
37	人				
38	人				
39	人				
40	人				
41	人				
42	人				
43	人				
44	人				
45	人				
46	人				
47	人				
48	人				
49	人				
50	人				
51	人				
52	人				
53	人				
54	人				
55	人				
56	人				
57	人				
58	人				
59	人				
60	人				
61	人				
62	人				
63	人				
64	人				
65	人				
66	人				
67	人				
68	人				
69	人				
70	人				
71	人				
72	人				
73	人				
74	人				
75	人				
76	人				
77	人				
78	人				
79	人				
80	人				
81	人				
82	人				
83	人				
84	人				
85	人				
86	人				
87	人				
88	人				
89	人				
90	人				
91	人				
92	人				
93	人				
94	人				
95	人				
96	人				
97	人				
98	人				
99	人				
100	人				
101	人				
102	人				
103	人				
104	人				
105	人				
106	人				
107	人				
108	人				
109	人				
110	人				
111	人				
112	人				
113	人				
114	人				
115	人				
116	人				
117	人				
118	人				
119	人				
120	人				
121	人				
122	人				
123	人				
124	人				
125	人				
126	人				
127	人				
128	人				
129	人				
130	人				
131	人				
132	人				
133	人				
134	人				
135	人				
136	人				
137	人				
138	人				
139	人				
140	人				
141	人				
142	人				
143	人				
144	人				
145	人				
146	人				
147	人				
148	人				
149	人				
150	人				
151	人				
152	人				
153	人				
154	人				
155	人				
156	人				
157	人				
158	人				
159	人				
160	人				
161	人				
162	人				
163	人				
164	人				
165	人				
166	人				
167	人				
168	人				
169	人				
170	人				
171	人				
172	人				
173	人				
174	人				
175	人				
176	人				
177	人				
178	人				
179	人				
180	人				
181	人				
182	人				
183	人				
184	人				
185	人				
186	人				
187	人				
188	人				
189	人				
190	人				
191	人				
192	人				
193	人				
194	人				
195	人				
196	人				
197	人				
198	人				
199	人				
200	人				
201	人				
202	人				
203	人				
204	人				
205	人				
206	人				
207	人				
208	人				
209	人				
210	人				
211	人				
212	人				
213	人				
214	人				
215	人				
216	人				
217	人				
218	人				
219	人				
220	人				
221	人				
222	人				
223	人				
224	人				
225	人				
226	人				
227	人				
228	人				
229	人				
230	人				
231	人				
232	人				
233	人				
234	人				
235	人				
236	人				
237	人				
238	人				
239	人				
240	人				
241	人				
242	人				
243	人				
244	人				
245	人				
246	人				
247	人				
248	人				
249	人				
250	人				
251	人				
252	人				
253	人				
254	人				
255	人				
256	人				
257	人				
258	人				
259	人				
260	人				
261	人				
262	人				
263	人				
264	人				
265	人				
266	人				
267	人				
268	人				
269	人				
270	人				
271	人				
272	人				
273	人				
274	人				
275	人				
276	人				
277	人				
278	人				
279	人				
280	人				
281	人				
282	人				
283	人				
284	人				
285	人				
286	人				
287	人				
288	人				
289	人				
290	人				
291	人				
292	人				
293	人				
294	人				
295	人				
296	人				
297	人				
298	人				
299	人				
300	人				
301	人				
302	人				
303	人				
304	人				
305	人				
306	人				
307	人				
308	人				
309	人				
310	人				
311	人				
312	人				
313	人				
314	人				
315	人				
316					

3 質入子算項目說明
①保険料等負担金

...△249 手冊

力 原日本大費災の被災者に係る「療養の給付に係る一部負担金の免除」の財
源証明書、國民年金交付証明書の提出、提出手帳(療養給付費)の充當

...△304 手冊

力 原日本大費災の被災者に係る「保険料の減免」の財源証明書、國民年金交付

補正前の額	補正額	算	記 説
0	553	後期高齢者医療費特例補助金	後期高齢者医療費特例補助金

(款) 2 国庫支出手金 (項) 2 国庫補助金 (目) 3 後期高齢者医療費特例補助金 (手冊)

③後期高齢者医療費特例補助金

...△65 手冊

力 原日本大費災の被災者に係る「療養の給付に係る一部負担金の免除」の財
源証明書、國民年金交付証明書の提出、提出手帳(療養給付費)の充當

...△326 手冊

力 被験者に係る「保険料の減免」の財源証明書、國民年金交付証明書の提出

補正前の額	補正額	算	記 説
42,619,923	467	調整交付金	調整交付金

(款) 2 国庫支出手金 (項) 2 国庫補助金 (目) 1 調整交付金 (手冊)

②調整交付金

...△326 手冊

力 被験者に係る保険料減免相当額の減額

...△△76 手冊(調整交付金分)、△△304 手冊(災害賠償特例補助金分)

力 原日本大費災の被災者に係る保険料減免相当額の減額

補正前の額	補正額	算	記 説
70,937,114	△706	保険料等負担金	保険料等負担金

(款) 1 市町村支出手金 (項) 1 市町村負担金 (目) 1 保険料等負担金 (手冊)

3 質入子算項目說明
①保険料等負担金

※原器以外 … 平成23年3月より平成25年2月終業分の一部負担金にて、先に支給された金額を返付金(返贈)にて、2割分を調整交付金(返贈)

【東日本大震災の被災者に対する各機能区分の概念説明及び財源内訳】(手冊)

七、平成25年度補正予算額が確定した日に以降より、平成24年度決算の計上を

補正前の額	補正額	額	記明
1	2,304,219	子備費	子備費

(歌) 丁子餚費 (頭) 丁子餚費 (目) 丁子餚費

七
卷之二

又，因为它的平均成24年要翻整交付金的超退交付额等交退费，期限过期入力，

8,059,456	41,547	鑽頭金、利子及收割工具 鑽頭金	鑽頭金 鑽頭金
補正前の額	補正額	額	說明

(四) 6 銀票支用金 (五) 1 銀票鑄金及 0 銀付加算金等 (目) 2 銀票鑄金等 (子目)

金鑑

其二、東日本大震災の被災者支援子算措置方略案、財源財團人材（65千円）及び募入力（249千円）

638,369,269	314	負擔金、補助及OJT交付金	獎善給付費
補正前の額	補正額	餘	說 明

(収入) 1. 個人収入計画 (目) 1. 個人収入計画

◎鑒賞篇付費

会員名	平成26年度(率)	平成25年度当期	前年同期比	%
一般会員	9,423,416	5,140,547	183.32	
医療高齢者医療特別会員	705,352,095	679,043,667	103.87	
合計	714,775,511	684,184,214	104.47	

子算規模計、一般企計94億2,341萬6千冊¹前年度當初予算51億4,054萬7千冊比對上42億8,286萬9千冊¹增加、前年度比計183.32%之大增、後期高者醫療特別會計7,053億5,209萬5千冊¹前年度當初予算6,790億4,366萬7千冊比對上263億842萬8千冊¹增加、前年度比103.87%之大增。

首先、發期高齡者醫療特別會計上乙、市町村公費保險者為乙徵收之保險料之
實力、含都市町村負担金、國の負担金、縣の負担金、現役世代行為の支擔分額也
含都市町村負担金、國の負担金・補助金、縣の負担金、保健事業等之歲出上乙
支擔基金交付金等之歲入上乙、保險給付費、保健事業費等之歲出上乙計上乙

平成26年度予算（案）は、一般会計は17.1億円、市町村分は10億円余の国庫負担金・補助金、臨時特別基金からの繰入金等を盛り入れて、職員人件費を始めとする事務局運営経費及び後期高齢者医療制度の実施に係る特例会計へ繰り出す經費等を盛り込むこととしました。

乙 算子別圖

1 算籌成方錄

中成 26 年度学算の概要 (3/3)

(1) 一般会計

歲入の主なものは、市町村の事務費負担金による分担金及公負担金 12 億 2,986 千円、高齢者医療制度賃金等の国庫支出金 40 億 8,705 千円、併期高齢者医療制度基本金等による歳入金 40 億 7,517 万 2 千円です。

減損額は要するに費用がこれを特別会計化して出資後高齢者医療特別会計繰出金、高齢者医療制度賃金等の民生費 86 億 8,519 万 9 千円です。

区 分	平成 26 年度 (案)		平成 25 年度当初		比 敷	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
I 特別会計	1,229,860	13.05%	1,234,603	24.02%	△4,743	99.62%	市町村負担金
2 国庫支出金	4,087,059	43.37%	4,7290	0.92%	4,039,769	8,642.54	高齢者医療制度賃金等の賃金特別会計支給金
3 財産収入	1,023	0.01%	1,626	0.03%	△603	62.92	基金の積金利子
4 寄附金	1	0.00%	1	0.00%	0	100.00	
5 繰入金	4,075,172	43.25%	3,787,756	73.68%	287,416	107.59	後期高齢者医療制度賃金特別会計繰入金
6 繰越金	30,000	0.32%	50,000	0.97%	△20,000	60.00	
7 繰取入	301	0.00%	301	0.01%	0	100.00	積金利子
(県支出金)	0	0	18,970	0.37%	△18,970	0.00	
8 繰入会計	9,423,416	100.00%	5,140,547	100.00%	4,282,869	183.32%	

予算額は 1,229,860 千円で、区域健全化基金の事務費負担金です。
前年度比較△4,743 千円の減少となりました。

1 分担金及び負担金

2 国庫支出金

前年度末より当該年度迄の支拂いです。

高齢者医療制度賃金等の賃金特別会計交付金の交付時期及び
予算額は 4,087,059 千円で、後期高齢者医療制度事務費補助金、調整交付金、
子算額は 4,039,769 千円で、後期高齢者医療制度事務費補助金です。

3 财源收入

予算額比前年度比603千円減った。予算額は1,023千円で、後期高齢者医療制度臨時特別基金の預金利子です。

4 寄附金

予算額比前年度比1千円減った。予算額は1,075,172千円で、主に保険料控除措置による費用化した積み立て

5 積入金

予算額は287,416千円で、前年度比25年度決算額が大きさの減少。予算額は30,000千円で、平成25年度決算額は予算上支えの前年度比20,000千円減った。

6 繰越金

予算額は前年度比同額の301千円で、資金の運用利子等です。

7 離収入

保険料不均一賦課負担金は21,711、医療費の地域格差の特別措置が決まりたる支給金、予算計上比25年度比支給金。

(県支出金)

区 分	平成26年度(率)		平成25年度当初		比 燥	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
○歳出							
1歳会費	3,693	0.04%	3,785	0.07%	△92	97.57%	
2歳会費	733,523	7.78	738,623	14.37	△5,100	99.31	一般管理費・歳算以下に繰替管理費
3民生費	8,685,199	92.17	4,397,138	85.54	4,288,061	197.52	給付管理費・歳算以下に繰替管理費 会員・被験高齢者医療制度特別基金積立金
4公債費	1	0.00	1	0.00	0	100.00	
5予備費	1,000	0.01	1,000	0.02	0	100.00	
6歳出合計	9,423,416	100.00	5,140,547	100.00	4,282,869	183.32	

1 賽会費

予算額は3,693千円で、主なものは、議員報酬、議会会場の備上料です。前年度比較は92千円の減となりました。

2 稲務費

予算額は733,523千円で、主なものは、一般管理費中の派遣職員人件費負担金及び電算による繰替管理費中の電算による繰替用保守委託料です。前年度比較は5,100千円の減となりました。

3 民生費

予算額は8,685,199千円で、主なものは、給付管理費中の給付管理事務委託料、保険料控除化要する費用の特別会計への繰出金及び歳期高齢者医療制度特別基金積立金の繰出金です。

前年度比較は4,288,061千円の増となりました。

予算額は前年度比同額の1千円の減となりました。

4 公債費

前年度比較は比額は4,288,061千円の増となりました。主なものは、歳期高齢者医療制度特別基金積立金の繰出金の交付時期化負担金、後期高齢者医療制度特別基金積立金の借入金の返済です。

項目	説明	子算額(千円)
医療費適正化の一環として、頸回受診者に対する、保健師等による適正受診の促進のための訪問指導を行ひた。	8,424	

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (目) 1 老人福祉費 (節) 13 食料
 【平成26年度新規事業】

予算額比前年度比同額の1,000千円をえたがゆえに未計。

（2）發期高齡者醫療特別金計
歲入的主客題的付、國庫支出金2,088億1,885萬2千圓、現役世代為5的支撥。
分本為支款基金支付金2,970億9,712萬6千圓付。
主客題的歲出、歲出的主客題的付、保證給付費6,986億3,505萬2千圓付。

區 分	平均26年歲（率）		平均25年歲當初		比 數	歲年歲比	主客題の
	千圓	%	千圓	%			
1 市町村支出金	130,509,826	18.50	122,785,922	18.08	7,723,904	106.29	醫保特種金・醫保特種金
2 國庫支出金	208,818,852	29.61	200,902,359	29.59	7,916,493	103.94	醫保特種金・醫保特種金
3 島支出金	60,822,215	8.62	58,816,638	8.66	2,005,577	103.41	醫保給付費金
4 支基本支出金	297,097,126	42.12	289,164,306	42.58	7,932,820	102.74	發期高齡者支金
5 醫院給付費金	154,180	0.02	203,490	0.03	△49,310	75.77	發期高齡者支金
6 賽附金	1	0.00	1	0.00	0	100.00	
7 標人金	4,058,183	0.58	3,806,048	0.56	252,135	106.62	一般公標人金
8 標金	3,200,000	0.45	2,680,379	0.40	519,621	119.39	
9 期款人金	1	0.00	1	0.00	0	100.00	
10 標收人	691,711	0.10	684,523	0.10	7,188	101.06	第三者標付金
歲人合計	705,352,095	100.00	679,043,667	100.00	26,308,428	103.87	

○歲人

1. 市町村支出金
予算額付208,818,852千圓、主客題の付、保證給付費等の法定負担金及く果財政安定化
調整交付金付。前年度比較L7,916,493千圓の增減付が付。主客題の。
2. 國庫支出金
予算額付208,818,852千圓、主客題の付、保證給付費等の法定負担金及く果財政安定化
調整交付金付。前年度比較L7,916,493千圓の増減付。主客題の。
3. 島支出金
予算額付60,822,215千圓、市町村の被保險者為しの徵收主客題料及く保證
義務付費等の法定負担金付。前年度比較L7,932,820千圓の増減付。主客題の。
4. 國庫支出金
予算額付130,509,826千圓、市町村の被保險者為しの徵收主客題料及く保證
義務付費等の法定負担金付。前年度比較L7,916,493千圓の増減付。主客題の。

D主題。

基金交付金付。前年度比較L2,005,577千圓の增減付が付。主客題の。
予算額付60,822,215千圓、保證給付費等の法定負担金及く果財政安定化
調整交付金付。

3. 島支出金

- 4 支农基金交付金
子算额达297,097,126千円。现役世代为生的支援分户为农医期高龄者交付金。前年度比额7,932,820千円增加7,250千円。
- 5 特别高龄医療費共同事業交付金
子算额达154,180千円。1件当户约400万円之医疗费。
- 6 营附金
子算额达前年度同额1千円。其后增加7,250千円。
- 7 缴入金
子算额达4,058,183千円。主记保険料额减化要支用金一般会計为5缴入金。前年度比额252,135千円增加7,250千円。
- 8 银裁金
子算额达3,200,000千円。平均25年医算酬余金是达总额上支50%的支。前年度比额519,621千円增加7,250千円。
- 9 具助政安定化基金借贷入金
子算额达前年度同额1千円。其后增加7,250千円。
- 10 聚收人
子算额达691,711千円。主农书的扶、傷病的理由为交通事故第三者行善款。前年度比额7,188千円增加7,250千円。
- 11 未付。

支。前年廣比比較 $\downarrow 9,571$ 千円 \downarrow 、貢加數量 \downarrow 貢加安定化基金 \downarrow 提出支 \downarrow 支 \downarrow 。

予算額 $\downarrow 1,617,430$ 千円 \downarrow 、貢加數量 \downarrow 貢加安定化基金 \downarrow 提出支 \downarrow 支 \downarrow 。

2. 貢加安定化基金提出金

区 分	平均26年度(案)	平均25年度当初	前年廣比	合 计	698,635,052	674,872,659	103.52
	千円	千円	%		698,635,052	674,872,659	103.52
華樂費	2,281,200	2,155,000	105.86				
音信支払手數料	1,143,510	1,313,812	87.04				
高額介護合算療養費	736,000	490,000	150.20				
高額療養費	30,146,739	29,223,871	103.16				
移送費	100	100	100.00				
特別療養費	1	1	100.00				
訪問看護療養費	3,939,073	3,320,606	118.63				
療養給付費	660,388,429	638,369,269	103.45				
当乞の医療費が増加したからです。							

(内訳)

前年廣比比較 $\downarrow 23,762,393$ 千円 \downarrow 、主な由 \downarrow 主な理由由 \downarrow 、被保險者數及 \downarrow 一人。

予算額 $\downarrow 698,635,052$ 千円 \downarrow 、主な由 \downarrow 、療養給付費、高額療養費 \downarrow 。

1. 療養給付費

区 分	平均26年度(案)	平均25年度当初	前年廣比	比 數	比率	主な由	○歳出
	千円	千円	%	千円	%		
歳出合計	705,352,095	100.00	679,043,667	100.00	26,308,428	103.87	
7. 手錠費	2,349,871	0.33	1	0.00	2,349,870	23,987,100	
6. 講文出金	111,302	0.02	89,474	0.01	21,828	124.40	保険料還付金
5. 公債費	24,000	0.00	24,000	0.00	0	100.00	一時借入金利子
4. 保健事業費	2,459,830	0.35	2,226,274	0.33	233,556	110.49	健康診査費
3. 病院施設費	154,610	0.02	204,258	0.03	Δ49,648	75.69	
2. 貢加安定化基金	1,617,430	0.23	1,627,001	0.24	Δ9,571	99.41	
1. 療養給付費	698,635,052	99.05	674,872,659	99.39	23,762,393	103.52	療養給付費、高額療養費

一卡通的藏人超過相當額的子儲費下卡為之多的卡。

乙九時、後期高齡者醫療制度的財政運營期間為2年間下來為免為、單年度以
子算額比2,349,871千円比、前年度之比較L2,349,870千円的增比於之比為
由來。

算額合子在額下之花花為之。
前年度之比較L21,828千円的增比於主為理由、保險料還付金之支出來
子算額比111,302千円比、主為の比、保險料還付金、還付加算金之。
6 賠支出金

子算額比前年度之同額D24,000千円比、一時借入金之利息之利子之比於
5 公債費
由來。

前年度之比較L233,556千円的增比於主為理由、受影響數的增加比上之
乙六九、乙的委託料之市町村之支給之由來。
子算額比2,459,830千円比、保健事業比乙保健事業之市町村之委託費總之
4 保健事業費
由來。

乙七十一件當比400万円之超之醫療費比D1,711、國保中央会办實驗
子算額比154,610千円比、前年度之比較L49,648千円的藏比之比為由來。
3 特別高額醫療費共同事業費出金
由來。

